

# ソフトウェアを活用した気象予報に係る 気象予報士の設置基準の緩和

大阪府・大阪市  
大阪ガス株式会社  
公益社団法人関西経済連合会

# ソフトウェアを活用した気象予報に係る気象予報士の設置基準の緩和

## めざす社会

【データ連携社会をめざして】

「気象データ活用による生産性向上」への対応

【カーボンニュートラル社会をめざして】

「夢洲内のエネルギーマネジメント」への対応

## 夢洲の現状

- 夢洲は埋立地であり、現時点では万博会場建設地は日影や風雨をよける場所すらなく、建設作業員にとって過酷な環境であり、健康管理に十分な配慮が求められる
- 2025年の万博に向け、短期間（2023～2024年度）で整備が集中するために、工事の円滑化が重要

## 対策

- 夢洲エリア限定の気象予測サービスにより、効率的な工事推進や熱中症回避、資材運搬の計画立案等に寄与

## 夢洲の特徴

- 夢洲は大阪湾岸部に位置しており、住民が不在

規制所管省庁と概ね合意している事項



作業員の安全性確保



エネルギーとの連携イメージ



# 国の検討状況

- 国家戦略特別区域諮問会議において、スーパーシティ型国家戦略特区における「ソフトウェアを活用した気象予報に係る気象予報士の設置基準の緩和」に関する方向性が示されている。

## 【第53回国家戦略特別区域諮問会議資料より（令和4年3月10日）】

追加の規制改革事項等（案）

（ソフトウェアを活用した気象予報に係る気象予報士の設置基準の緩和）

一定の技術水準を満たすと確認された予測計算技術により予報業務を行う場合の**気象予報士設置基準の緩和**について検討を行い、速やかに結論を得て所要の措置を講ずる。

- 国土交通省交通政策審議会気象分科会において「**DX社会に対応した気象サービスの推進**」について議論されており、第36回気象分科会においては、その中間とりまとめ（案）が議論されている。（なお、中間とりまとめ（案）については、現時点で非公表）

## 【交通政策審議会第36回気象分科会資料P14より（令和4年7月11日）】

＜課題とそれに対する方策＞

- 予報に関する品質の確保に際しては、技術の進展の状況に対応した制度設計としていくことが重要。
- 近年の技術進展に伴い、従前人が行っていた予報作業に自動で行える部分が出てきているが、自動化には留意すべき特性の事前の確認とユーザーへの説明が必要。
  - 利用者が現象や予測技術に応じた予報の活用ができるよう、予報業務許可に関する制度について、**最新の技術を活用した予測技術に対応した見直し**を行っていくべきである。
  - ニーズに応じた適切な品質の確保のためには、予報に関する知見を有する**気象予報士の関与が引き続き重要**。ただし、関与の仕方は予測技術に応じた形が望ましい。組織の質の評価も引き続き重要である。

※令和4年2月の時点では、令和4年5～6月頃に中間とりまとめを行った上で、最終とりまとめをすとされていた。

上記を踏まえた、規制改革の要望とそれに向けた対策を提案

# 規制改革の提案

2023～2024年度の大阪・関西万博の開催に向けた建設工事期間中に、夢洲エリアを対象とした局所的な気象予測サービスを、工事関係者に限定して提供する場合、**自動化した予報の新たな区分を創設し、気象予報士の設置の基準を緩和**することを提案する。

気象業務法施行規則（昭和27年運輸省令第101号）

第十一条の二 法第十七条第一項の規定により許可を受けた者（地震動、火山現象又は津波の予報の業務のみの許可を受けた者を除く。）は、予報業務のうち現象の予想を行う事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる一日当たりの現象の予想を行う時間に応じて、同表の下欄に掲げる人数以上の専任の気象予報士を置かなければならない。ただし、予報業務を適確に遂行する上で支障がないと気象庁長官が認める場合は、この限りでない。

気象等の予報業務の許可等に関する審査基準

第6 気象予報士の設置の基準

気象業務法施行規則（昭和27年運輸省令第101号）第11条の2第1項に規定するところによる。ただし、同項ただし書の規定による場合には、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に定めるとおりとする。

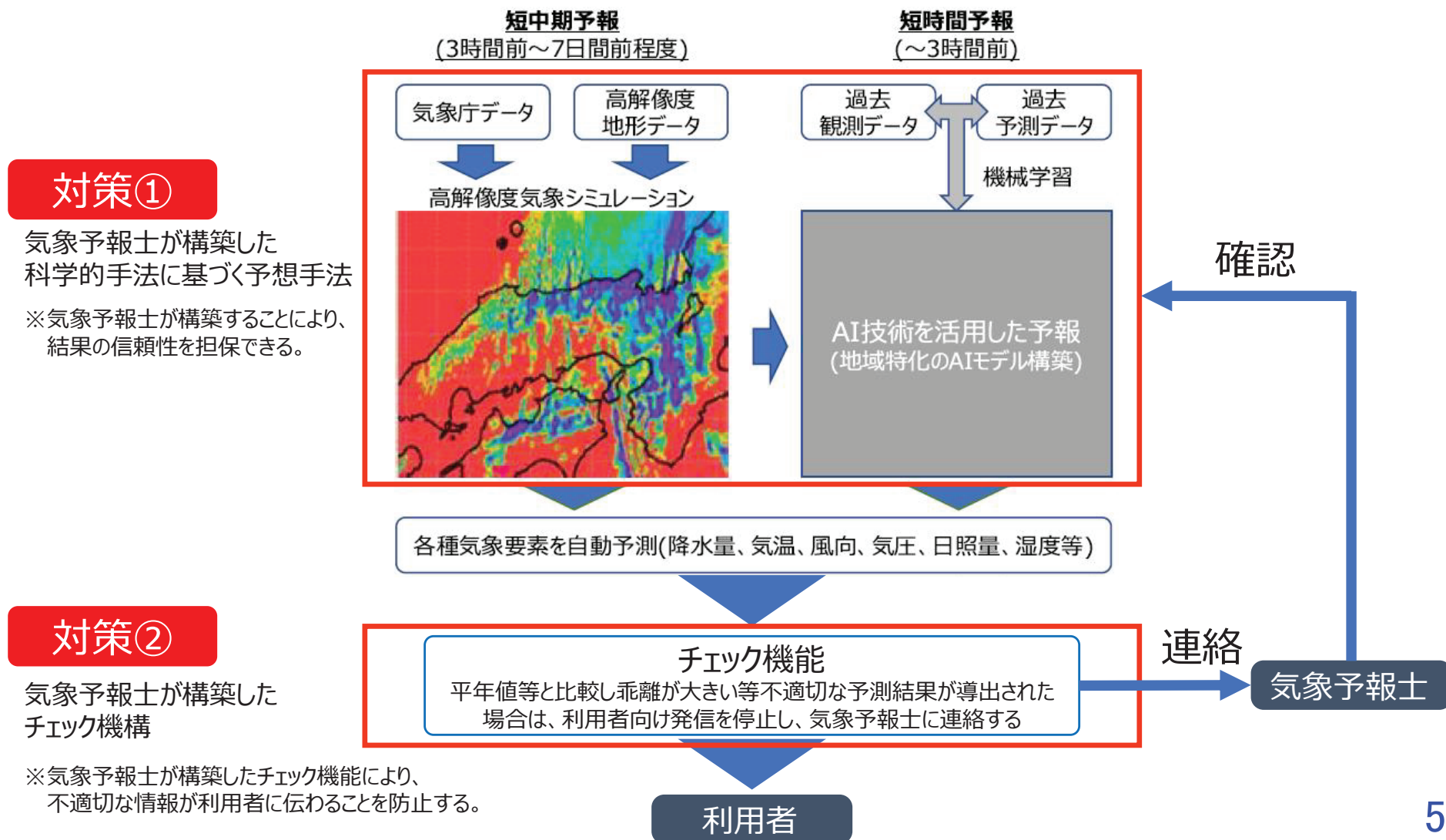
区分	人員
一週間当たりの現象の予想を行う日数その他の事情を考慮して、当該事業所において現象の予想が行われる間、一人以上の専任の気象予報士が当該予想に従事できる場合	気象業務法施行規則第11条の2第1項の表の下欄に掲げる人数から一人減じた人数以上
降水の短時間予報を行う予報業務であって、運動学的手法等によって計算される降水の短時間予報の計算方法及び計算結果を、当該事業所に置かれる気象予報士が確認し、また、適確に予報業務を行うために必要な要員の配置や連絡体制が確保されている場合	一人以上
研究のために行う現象の予想を、デモンストレーションや試用等のために発表する場合であって、当該予報の計算方法及び計算結果を、当該事業所に置かれる気象予報士が確認し、また、当該予報の利用者の安全を確保する措置が講じられている場合	一人以上
<b>自動化した現象の予想であって、気象予報士が構築した科学的手法に基づく予想手法が用いられており、万一、不適切な予想が導出された場合であっても、予想が報じられる前に自動的に報じることを停止するチェック機構が講じられた手法であって、気象予報士が構築したチェック機構が用いられている場合</b>	一人以上

新設

# 規制改革に向けた対策

- ① 気象予報士が構築した、科学的手法に基づく予想の手法が用いられていること。
- ② 気象予報士が構築した、チェック機構が備えられていること。

規制緩和時の気象予報のイメージ図



# 規制改革による効果や将来像

**効果**⇒ 効率的な工事推進や熱中症回避、資材運搬の計画立案等に寄与し、建設工事の生産性の向上に寄与する。

**将来**⇒ 新たな区分の創設により自動化した予報の活用が拡大し、様々な企業や研究機関の研究成果の社会実装が推進される。また、各種のデータ連携基盤との連携がより促進される。

- 先進的な気象予報の利用が可能となり、地域防災や効率的なエネルギー利用への活用が広がる。
- 気象データと人流や交通流の関係を分析することで、施設管理や物流、レジャーなど、社会経済活性化も期待される。



都市部における将来のデータ連携社会、カーボンニュートラル社会に向けたアプローチ